
建設業法令遵守の4つのポイント

名南コンサルティングネットワーク
行政書士法人名南経営



- **建設業法に違反した場合**
- **建設業法の遵守でチェックしたいポイント**
 - ・ **ポイント 1 建設業許可の内容・維持**
 - ・ **ポイント 2 建設工事請負契約について**
 - ・ **ポイント 3 技術者について**
 - ・ **ポイント 4 施工体制台帳について**
- **行政書士法人名南経営のご紹介**

建設業法に違反した場合

建設業法に違反した場合

建設業法に違反した場合には、「罰則」（刑罰）と
許可行政庁による「監督処分」という制裁が用意されている。

監督処分を受けた場合には…

国土交通省「ネガティブ情報等検索サイト」

(<https://www.mlit.go.jp/nega-inf/>) において、
処分の日や処分の内容、処分の原因となった事実が公表される

国土交通省 ネガティブ情報等検索サイト

国土交通省

このWEBサイトでは、国土交通省所管の事業者等の
過去の行政処分歴等を検索することができます。

negative

本サイトについて

検索の使い方

ご利用にあたっての注意

罰則

3年以下の懲役又は 300万円以下の罰金※ 法人に対しては1億円以下の罰金

- 建設業許可を受けずに建設業を営んだ場合
- 特定建設業許可がないにも関わらず、元請業者となり、4,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）以上となる下請契約を締結した場合
- 営業停止中に営業した場合
- 営業禁止中に営業した場合
- 虚偽又は不正の事実に基づいて許可を受けた場合

6ヶ月以下の懲役又は 100万円以下の罰金※

- 建設業許可申請書に虚偽の記載をして提出した場合
- 変更等の届出を提出しなかった場合
- 変更等の届出に虚偽の記載をして提出した場合
- 経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に虚偽の記載をして提出した場合

100万円以下の罰金

- 工事現場に主任技術者又は監理技術者を置かなかった場合
- 土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、専門技術者の配置等を行わなかった場合
- 許可取消処分や営業停止処分を受けたにも関わらず、2週間以内に注文者に通知しなかった場合
- 登録経営状況分析機関から報告又は資料を求められ、報告若しくは資料の提出をしなかった場合又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした場合
- 許可行政庁から報告を求められ、報告をしなかった場合又は虚偽の報告をした場合
- 許可行政庁から検査を求められ、検査を拒否、妨害、忌避した場合

10万円以下の過料

- 廃業等の届出を怠った場合
- 調停の出頭要求に応じなかった場合
- 店舗や工事現場に建設業の許可票を掲げなかった場合
- 無許可業者が建設業者であると誤認される表示をした場合
- 帳簿を作成しなかった場合、虚偽の記載等をした場合

※情状により、懲役及び罰金を併科。

監督処分

指示（法第28条）

- ① 建設業者が建設工事を適正に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき
- ② 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき
- ③ 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人が業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不相当であると認められるとき
- ④ 一括下請負の禁止の規定に違反したとき、又は特定専門工事の下請負人がその下請負に係る建設工事を他人に請け負わせたとき
- ⑤ 主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不相当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき
- ⑥ 建設業者が無許可業者と下請契約（軽微な建設工事に係る契約を除く。）を締結したとき
- ⑦ 下請負人である建設業者が、特定建設業以外の建設業を営む者と下請代金の額が4,500万円（当該建設業が建築工事業である場合においては、7,000万円）以上となる下請契約を締結したとき
- ⑧ 建設業者が、情を知って営業停止期間中の建設業者と下請契約を締結したとき
- ⑨ 履行確保法（第3条第1項、第5条又は第7条第1項の規定）に違反したとき
- ⑩ 建設業法、入札契約適正化法（第15条第2項又は第3項）又は履行確保法（第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項又は第10条）の規定に違反したとき

営業停止（法第28条）

- (1) 指示処分の対象行為のうち、上記①～⑨のいずれかに該当するとき（※その事実について情状が重く、建設業者に対する指示処分のみでは十分でないと認められ、かつ、情状が特に重いとして許可の取消し処分に至るものでないもの）
- (2) 指示処分に従わないとき

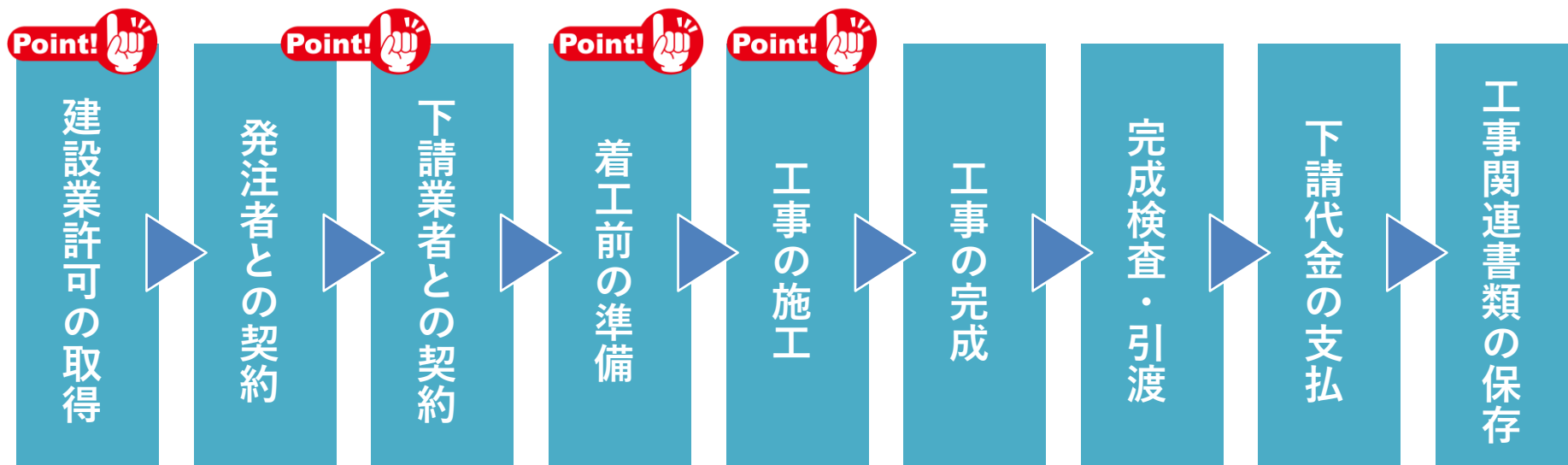
許可取消（法第29条）

- | | |
|---|--|
| ① 建設業の許可要件を満たさなくなった場合 | ⑤ 許可に係る建設業者を廃業等したとき |
| ② 一定の欠格事由に該当したとき | ⑥ 不正の手段により許可を受けたとき |
| ③ 許可換えが必要であるにもかかわらず、新たな許可を受けないとき | ⑦ 指示処分対象行為のうち、上記①～⑨のいずれかに該当し、情状特に重い場合又は営業停止処分に違反したとき |
| ④ 許可を受けてから1年以内に営業を開始せず、又は引き続いて1年以上営業を休止した場合 | ⑧ 建設業の許可を受けた建設業者が付された条件に違反したとき |

出典：関東地方整備局「建設工事の適正な施工を確保するための建設業法（令和5.1版）」

建設業法の遵守で チェックしたいポイント

建設業法の遵守でチェックしたいポイント



特に4つのポイントについて詳しく解説していきます！

ポイント 1 建設業許可の内容・維持

一定の規模以上の建設工事を請け負うためには、建設業許可の取得が必要。建設業許可を取得しても、許可の内容によって請け負うことのできる金額・業種は制限される。

許可取得後も建設業許可の要件を常に満たしていなければならない。

建設業許可に関するチェックの視点

- ・ 取得している許可の内容は適切か
 - ・ 許可を取得していない業種において、軽微な建設工事以外の工事を請け負っていないか
 - ・ 許可を取得していない営業所で、契約行為を行っていないか
 - ・ 経營業務の管理責任者は在籍しているか
 - ・ 専任技術者は在籍しているか
- 等

ポイント 2 建設工事の請負契約について

建設工事の請負契約を締結するためには、契約方法・時期・記載内容などの様々なルールを遵守しなければならない。（建設業法第19条他）

建設工事の請負契約に関するチェックの視点

- ・ 請負契約の締結は適切な方法で行っているか
- ・ 請負契約の締結を着工前に行っているか
- ・ 契約書の内容は法令で定める項目を網羅しているか
- ・ 契約内容に変更が生じた場合には、変更契約を締結しているか
- ・ 不当に低い請負代金で契約を行っていないか
- ・ 著しく短い工期で契約を行っていないか
- ・ 建設工事を一括して下請負させていないか

等

ポイント 3 施工体制台帳・施工体系図について

建設工事の中には、施工する場合に施工体制台帳・施工体系図の作成が必要となる工事がある。（建設業法第24条の8）

作成を通じて元請業者が現場の施工体制を把握することで、施工上のトラブルや関係業者の建設業法違反を防止するため、記載内容や添付書類が多数義務づけられている。

施工体制台帳・施工体系図に関するチェックの視点

- ・ 施工体制台帳・施工体系図の作成が必要な工事において作成されているか
- ・ 施工体制台帳・施工体系図の記載項目・内容は適切か
- ・ 施工体制台帳・施工体系図の備付・保存・提出・閲覧が行われているか
- ・ 施工体制台帳の添付書類は適切に作成・回収・保存されているか 等

ポイント 4 技術者について

建設工事を施工する場合には、工事現場に工事の内容に合致した資格・経験を有する技術者の配置が必要。（建設業法第26条）
資格や経験を有する技術者をただ配置すればよい、というものではなく、配置にあたって様々なルールが存在する。

技術者に関するチェックの視点

- ・ 工事現場に配置された技術者（監理技術者・主任技術者）がその工事に適した資格や経験を有しているか
- ・ 技術者の専任配置が必要な工事において、監理技術者・主任技術者の専任配置が行われているか
- ・ 監理技術者・主任技術者が職務上求められる業務を行っているか
- ・ 専任技術者が配置技術者となっていないか 等

行政書士法人名南経営のご紹介

サービス一覧

建設業許可の手続きから、法令遵守コンサルティングまで、各種サービスを取り揃えております。

メニュー	内容
建設業許可	新規、更新、変更届等、建設業許可に関する各種手続きのサポートをします。会社合併に伴う建設業許可の手続き、経營業務の管理責任者の大臣認定や補佐経験等の難易度の高い申請にも対応しています。
内製化サポート	更新、変更届等の建設業許可に関する各種手続きや、経営事項審査の申請手続きの内製化をサポートをします。申請書類等の書き方に関する相談対応、作成書類のチェック、行政への確認代行等をさせていただきます。
出張研修・ オンライン研修	当社の行政書士を建設業関連法令遵守や建設業許可・経営事項審査制度に関する研修講師として派遣します。社内の従業員研修や協力会社を交えての研修会、安全大会の講話等にご活用ください。WEB会議ツールを利用したオンライン研修もご用意しております。
顧問契約	顧問という立場で、日々発生する建設業許可の手続きに関するご相談や、建設業法（工事の業種判断、契約書面の交付、技術者の配置等）に関するご相談への対応をさせていただきます。
スポット相談	「顧問契約を締結するほどではないが、少し専門家に相談したい。」という方向けのサービスです。日々発生する建設業許可の手続きに関するご相談や、建設業法（工事の業種判断、契約書面の交付、技術者の配置等）に関するご相談への対応をさせていただきます。
立入検査サポート	国土交通省の地方整備局や都道府県の建設業担当部局による建設業法第31条に基づく立入検査対応のサポートをします。検査対象書類のチェック、立入検査への同席、報告書面の作成サポート等をさせていただきます。
模擬立入検査 サービス	建設業法第31条に基づく許可行政庁による立入検査と同じ方法で、模擬立入検査を実施するサービスです。当社職員2名が事務所にお伺いし、検査対象工事における建設業関連法令の遵守状況をチェックします。違反・改善点等を見つけ出し、解決策をご提案します。
法令遵守 コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設業法の規定に基づく各種書式の整備 ■ 業務プロセス、ワークフローの見直しとルールの整備 ■ 建設業法令遵守マニュアルの作成 ■ 建設業担当部署又は担当者の育成支援 等

出版実績

建設業法のツボとコツがゼッタイにわかる本 [第2版] (秀和システム)



弊社で建設業者様からよくいただくご相談事例を基に、Q&A方式で建設業法の規定について解説をした書籍となっています。

建設業の管理職の方、建設業許可ご担当者の方、法務部の方、現場の技術者の方など、幅広い職種の方にご活用いただける内容です。本書を手元に置いて、いつでも参照できるコンプライアンスマニュアルとしてもご利用いただけるおススメの一冊です！

行政書士実務セミナー 建設業許可編 (中央経済社)



建設業許可の制度から手続きまで、Q&A方式で分かりやすくまとめた書籍となっています。

建設業許可について全く知らない、許可行政庁の手引きを読んでもよくわからない、近年法改正が多く何が正しいのかよくわからない、、という建設業者様にはおススメの一冊です！

行政書士実務セミナー 専門分野選択編 (中央経済社)



行政書士法人名南経営の概要

行政書士法人名南経営

■名古屋本店

〒450-6334 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34階
TEL (052) 589-2362 FAX (052) 589-2369

■東京事務所

〒108-0073 東京都港区三田3丁目4番3号RIPL9 601号
TEL (03) 5324-2194

事務所サイト

<https://gyousei-meinan.com/>

建設業法令情報提供サイト

<https://gyousei-meinan-kensetsu.com/>

お問い合わせは [こちら](#)